

2022年2月9日
旭丘高等学校長
水野 浩

本校の感染防止策と5日間の「家庭学習・休日」の過ごし方について

〈1〉はじめに

昨日付の通知で本日2月9日(水)を家庭学習日とすることについてお知らせしたところですが、これにともない、生徒の皆さんは本日から13日(日)までの5日間は登校しない方針となっております。(10日(木)は一般入試実施による家庭学習、11日(金)～13日(日)は休日です)

あらためて、ここに本校におけるコロナ感染防止対策について、また、生徒の皆さんの5日間の家庭での過ごし方について学校からの通知をいたします。

〈2〉本校におけるコロナ感染防止対策の基本について

本校におけるコロナ感染予防・拡散防止の取り組みは、昨年1月16日付保護者通知で全校に明らかにしました。その基本方針(〈4〉項に後掲します)は、コロナ問題に係る全学統一方針(①日常の「検温」「手洗い」「マスク着用」「ソーシャルディスタンス」励行②年間教育方針と教育計画を情勢・状況を踏まえて状況の変化に対応した方針を立て実践化する③SDGs運動と結んで学校づくりへの主体的参加と実践の展開。生徒会の学校参加・地域参加・社会参加と運動と結ぶ)に基づきこれが進められております。

特にこの間、オミクロン株の発生により感染が急拡大する状況の中、日々生徒・教職員の感染防止の活動にかかわる状況を組織的に点検し、学校長・学校指導部に集中し、感染拡大防止と教育活動の維持を図ってまいりました。

その結果、これまでににおいては、家庭内や学校外のルートからの感染や濃厚接触の事例は見られましたが、学級閉鎖や学校自体の休校などの措置を講じることが必要となるような学校内での感染の広がりはありません。そして、今週に入って社会状況としてさらに感染の拡大が見られる状況をふまえ、本日を家庭学習日として一定期間生徒は登校せず家庭にある措置を取るとともに、感染の不安がある生徒については抗原検査やPCR検査を実施することを要請し、具体的な感染防止策を講じております。

生徒・保護者の皆さんにおかれましては、後掲〈4〉項の基本方針を再度お読みいただき、本校としての感染防止策にご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、今後、ホームルーム・学年・全校にかかわる重大なコロナ感染拡大の状況が生じた場合には、学級閉鎖や臨時休校などの措置を取ること考えられますが、その際は、「生徒の学びの保障・生徒等の「居場所」の確保の観点から、必要な範囲、期間に限定して臨時休業を行う」とした県の指針(2/7付の県教育長から県立学校長あての通知)をふまえ、対処してまいります

〈3〉5日間の過ごし方について

①生徒の皆さんは、不要不急の外出は控え、自宅での学習と生活に主体的に取り組んでください。

②この5日間の皆さんの生活と健康の状態について、生徒の皆さん自身が自分の生活を点検するとともに、教師側はその生徒の活動を把握し今後の指導に活かすため、「生活と学習の記録」を付け、14日(月)にホームルーム担任に提出してください。(1・2年生の皆さんには昨日用紙を配布しました)

③2月14日(月)からは通常の教育活動を行う予定ですが、コロナ感染の状況により変更が有る場合については、一斉メールと当校ホームページ掲載にてお知らせいたします。

④この5日間、生徒自身やご家族などにコロナ感染に係わる状況(陽性や濃厚接触など)が生じた場合は、ホームルーム担任または学校の日直教員にご連絡ください。

〈4〉本校における感染予防・拡散防止の基本方針について
(2021.1.16付の保護者通知でお示ししたものを再録します)

(1) 学校における生徒への感染防止策の指導

- ①うがい・手洗い・手指の消毒。
- ②マスクを着用し、飲食などの必要があるとき以外には外さない。
- ③朝夕の検温を行ない体調管理に心がける。学校で体調が悪くなった場合には、すぐに教員に申し出る。
- ④昼食時には、身体的距離を保ち、会話はしない。
- ⑤第1校地と第2校地の移動にかかわるバス乗車の際にはマスクを着用し会話は控え、換気に心がける。
- ⑥下校時は寄り道をせず、速やかに帰宅する。
- ⑦登下校で公共交通機関を利用する際は、マスクを着用し会話を控える。

(2) 健康観察と感染防止(家庭にお願いすること)

- ①家庭において毎朝夕の検温及び体調確認を行ってください。
- ②発熱や風邪症状などが見られた場合は、家庭で休養してください。
※発熱については、体温が37.5℃以上の場合には登校を差し控えてください。
※必ず保護者の方から学校への電話連絡をお願いいたします。
- ③ご家庭においてもお子さまの不要・不急の外出を避けるようにしてください。

(3) 新型コロナウイルス感染にかかわる家庭から学校への連絡
以下の場合、必ず学校へ連絡を入れてください。

- ①生徒や同居の家族が濃厚接触者に特定された場合。
- ②生徒か同居の家族がPCR検査を受けることになった場合。

(4) 生徒・教職員に新型コロナウイルス感染が確認された場合

- ①感染が確認された生徒・教職員は保健所の指導に添い、所定期間の待機(隔離)生活を行うこととなります。
- ②生徒・教職員に感染が確認された場合は、保健所の指導を基にしながら調査を行い、濃厚接触者を特定します。濃厚接触者と特定された者については、PCR検査を受ける、所定の期間(感染力が無くなるまで)の待機(隔離)生活を行うなどの対応が図られることとなります。
- ③感染にかかわる施設について学校として消毒作業を行います。
- ④感染が一定の広がりを見せるおそれがある場合には、必要に応じて学級規模あるいは学校規模等での臨時休校措置をとることがあります。

※なお、生徒・教職員に感染や感染の疑いが判明した場合には、校務各機関を通して学校長・学校指導部に情報を集中し、該当の生徒・教職員の校内における活動状況(他者との接触の状況や施設の使用状況など)を調査します。それは、学校としての適切な対応方針を立てることと保健所の聞き取り調査に正確な返答を行うことのためです。そして、情報と対応方針を関係諸機関で共有し、保健所の指導を受けて上記のような対応を行うことがあります。なお、該当生徒・職員の個人名や感染の経過については、「人権を守るためにプライバシーに十分配慮してほしい」とした保健所の指導・助言もふまえ、感染拡大を防ぐ対応等のために求められる範囲でこれを明らかにし、全学の共有化を図ります。

(注)新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者となった場合、感染が疑われる場合、保護者の判断で安全に配慮して登校を差し控える場合などは、欠席とせず「出席停止扱い」といたします。

以上